別　紙

# 名古屋港管理組合建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱注意事項

1　注意事項の位置付け

本注意事項は、名古屋港管理組合が発注する建設工事における建設副産物の発生抑制、リサイクルの推進及び適正処理の推進について、「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」（以下、県実施要綱）を準用するにあたって、読み替え事項および適用について定めるものである。

2　読み替え事項

県実施要綱のうち「愛知県が実施するすべての工事」、「請負者」、「建設局土木部建設企画課再生建設資材グループ」と記載されているものについては、「名古屋港管理組合が実施するすべての工事」、「受注者」「技術管理課技術管理係」と読み替える。

3　適用について

県実施要綱のうち第 15 条第 1 項三号及び四号の「あいくる材使用状況報告書（様式８）」及び「あいくる材使用実績集約表（様式９）」については適用外とする。